

## 決済照合システムの兼業承認申請について

現在の決済照合システムは旧保振法において付随業務として認可されているため、その対象は「株券その他の有価証券」の決済条件等の照合に関する業務（現業務規程第111条）となっている。

機構においては、あらゆる種類の取引の照合業務を決済照合システムにおいて取扱ってほしいという利用者からの強いニーズに対応し、かつ運用会社の決済照合システムの利用を促進するため、平成14年7月開催の取締役会に付議したとおり平成15年5月を目途に第3フェーズの稼働を予定しているが、第3フェーズにおいては、「株券その他の有価証券」に該当しない先物・オプション、投信基準価額、投信設定解約口数情報を取扱うこととなる。

これらの取扱いについては新たに認可申請を行うことが必要となるが、当該部分だけを兼業業務として申請することは、これまで扱ってきた株式、CB等が規定されている業務規程及びその内規とは切り離された別の規則に規定することになる。すなわち規制体系が二重化することになり、利用者にとってわかりづらくなる等の弊害があることから、当該部分を含め決済照合システムの全ての業務を現保振法の兼業業務（保振法第4条の2）として認可申請することとする。

以 上

決済照合システムの兼業承認申請に伴う業務規程の改正及び有価証券等の決済条件の照合等に関する規則の制定等について（案）

### 1. 改正趣旨

決済照合システムを兼業業務と整理して承認申請を行うことに伴い、業務規程の改正、業務規程の内規（「株券その他の有価証券の決済条件等の照合に関する規則」）の廃止、手数料及びその料率の改正及び新たな規則（「有価証券等の決済条件の照合等に関する規則」）の制定等を行う。

（備考）

### 2. 改正概要

#### (1) 業務規程の改正

業務規程中決済照合システムに係る規定を削除する。

業務規程第 111 条  
から第 114 条

#### (2) 株券その他の有価証券の決済条件等の照合に関する規則の廃止

株券その他の有価証券の決済条件等の照合に関する規則を廃止する。

株券その他の有価証券の決済条件等の照合に関する規則

#### (3) 手数料及びその料率の改正

手数料及びその料率のうち、決済照合システムに係る規定を削除する。

手数料及びその料率第 2 項

#### (4) 有価証券等の決済条件の照合等に関する規則

有価証券等の決済条件の照合等に関する規則を新たに制定する。

新設

#### (5) 決済照合システム手数料の改正

運用会社の利用促進に資するため、新たに制定する決済照合システム手数料表において、運用会社の利用料金にキャップ制を導入する。

新設

### 3. 施行日

平成 15 年 2 月 1 日から施行する。

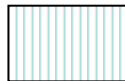
以 上

現行

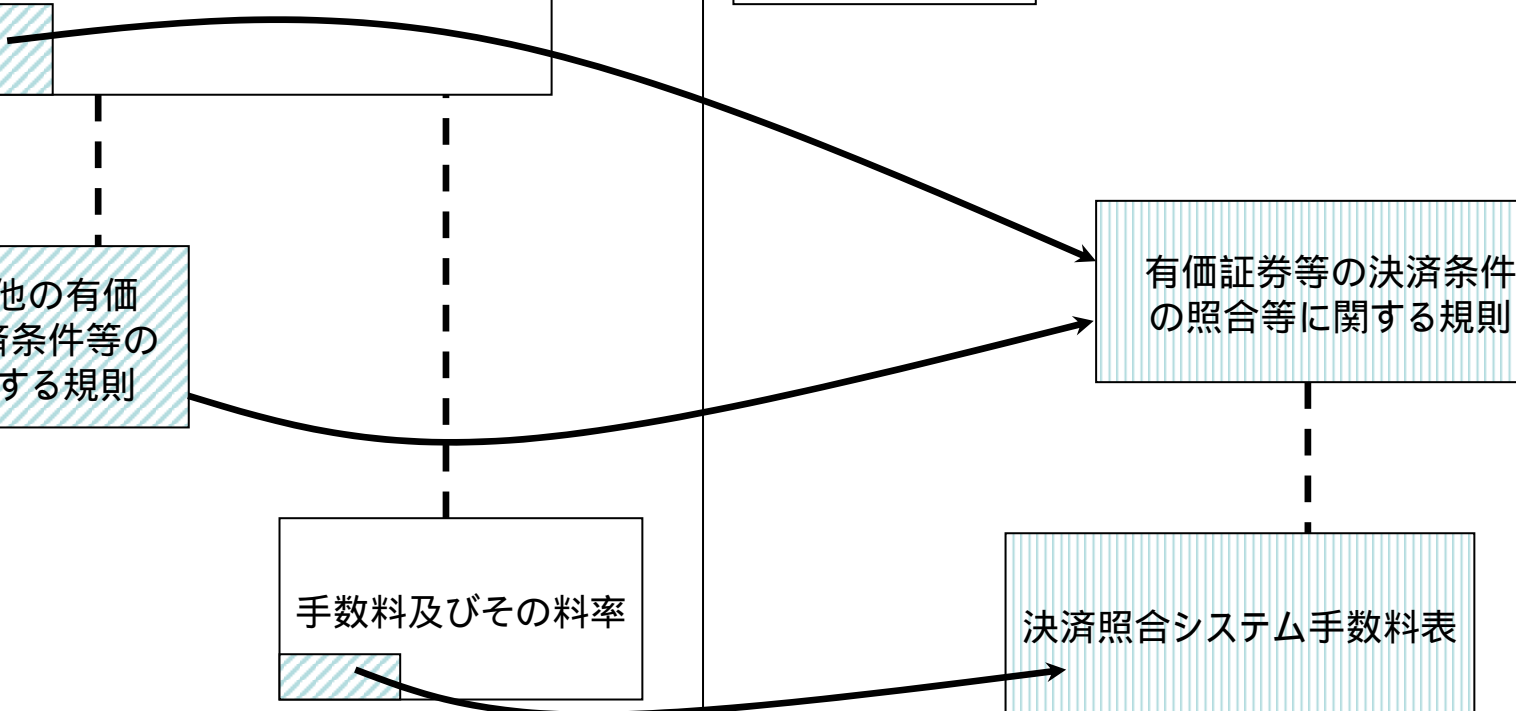
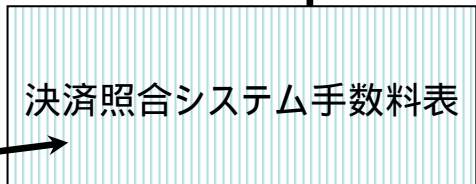
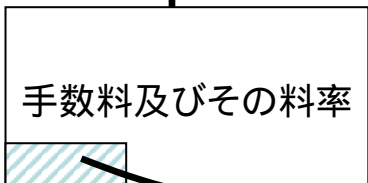
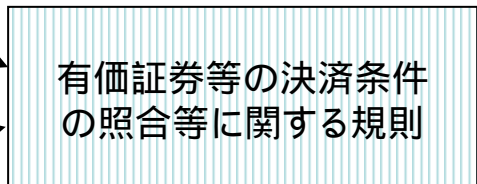
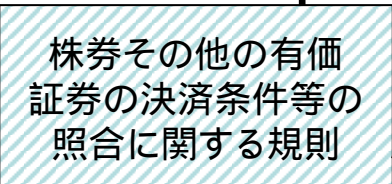
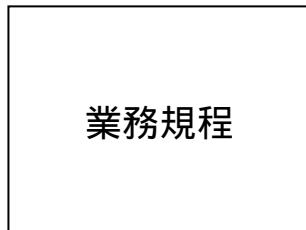
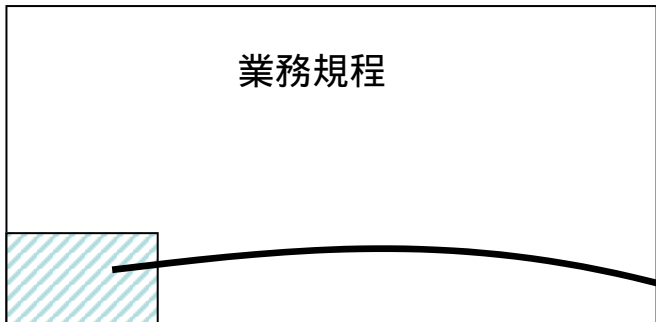
兼業承認後



廃止・削除する規則・条文



新設する規則



## 株券喪失登録情報等照会システムの兼業承認申請について

機構においては、(社)信託協会 証券代行専門委員会及び日本証券業協会の要望を受けて、平成15年4月1日に導入が決まっている株券失効制度に合わせ、平成15年3月下旬を目途に、株券喪失登録情報等照会システムを開発し、運営していく予定である。

このシステムは、発行会社又は発行会社の名義書換代理人より、株券喪失登録に係る情報等の提供を受け、機構のデータベースに蓄積し、Web環境等を使用して参加者等の利用者からの照会に対して回答を行うものである。

この業務を営むことについては、既に主務官庁の了解を得ているところではあるが、主務官庁に対して兼業承認申請を行う必要があるため、このたび、株券等の保管及び振替に関する法律第4条の2第1項ただし書きの規定に基づき、兼業の承認申請を行うものである。

以上

## 株券喪失登録情報等照会システムについて（案）

## 株券喪失登録情報等照会システムの兼業承認申請について

（株）保管振替機構（以下「機構」という。）は、（社）信託協会 証券代行専門委員会及び日本証券業協会の要望を受け、平成 15 年 4 月 1 日より導入される株券失効制度に合わせて、参加者等による株券喪失登録情報等の確認支援のため、「株券喪失登録情報等照会システム」（以下「照会システム」という。）を構築し、平成 15 年 3 月下旬を目処に運営を開始する予定である。この業務を営むに当たっては、株券等の保管及び振替に関する法律第 4 条の 2 第 1 項ただし書きの規定に基づき、兼業の承認を申請することとする。

## 規則等の制定趣旨

兼業の承認申請に当たっては、株券等の保管及び振替に関する法律施行規則第 5 条の第 2 項第 3 号の規定により、兼業業務の運営に関する規則を定める必要があることから、照会システムにおける情報提供及び利用に関し、株券喪失登録情報等照会システムの情報提供及び利用に関する規則（以下「規則」という。）株券喪失登録情報等照会システムの利用に関する細則（以下「細則」という。）細則に定める株券喪失登録情報等照会システム利用料の支払基準及び支払方法（以下「利用料の支払基準及び支払方法」という。）を制定することとする。

## 規則等の概要

## 1 規則

## (1) 総則

## a 定義

- ・「株券喪失登録情報等」、「株券喪失登録に係る情報」、「公示催告に係る情報」、「除権判決に係る情報」、「附加情報」、「照会システム」、「利用者」及び「ID」について定義する。

## b 業務の範囲

- ・機構は、業務規程第 9 条に規定する機構が取り扱う株券に関する株券喪失登録情報等を対象として、この規則による照会システムにおける情報提供及び利用に関する業務を行う。

## (2) 株券喪失登録情報等照会システムの情報提供に関する取扱い

## a 契約の締結

- ・機構は、機構との間で株券喪失登録情報等を提供することに合意した名義書換代理人等と株券喪失登録情報等照会システムの情報提供に関する契約を締結するものとする。

第一章

第 2 条

第 3 条

第二章

第 4 条

b 株券喪失登録情報等の提供及び登録	第 5 条
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 機構と契約を締結した名義書換代理人等は、株券喪失登録情報等を営業日毎に取りまとめ、機構に提供し、機構は、株券喪失登録情報等を提供された日の夜間に照会システムのデータベースに一切修正又は加工することなくそのままの形で登録又は更新登録するものとする。</li> <li>・ 機構と契約を締結した名義書換代理人等は、機構に対して、機構の取扱株券となっている発行会社について、機構の保管振替制度における取扱開始日から取扱廃止日までの間において当該発行会社の株券喪失登録情報等を提供するものとする。</li> </ul>	
c 株券喪失登録情報等の提供時期	第 6 条
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 機構と契約を締結した名義書換代理人等が、機構に対して、株券喪失登録に係る情報を提供する日は、当該名義書換代理人等が商法第 230ノ2に規定する株券喪失登録簿に記載又は記録した日の翌営業日とする。</li> <li>・ 機構と契約を締結した名義書換代理人等は、機構に対して、公示催告及び除権判決に係る情報を官報掲載日の翌営業日までに提供するものとする。この場合、当該名義書換代理人等は、公示催告に係る情報の提供時期を株券発行証明書の発行日の翌営業日として、また除権判決に係る情報の提供時期を株券発行請求に基づいて株券を再発行した日の翌営業日として取り扱うことができるものとする。</li> <li>・ 機構と契約を締結した名義書換代理人等は、機構に対して、附加情報を第 1 項に定める方法又はこれに準じる方法により提供するものとする。</li> </ul>	
d 株券喪失登録情報等の提供に係る費用等の取扱い	第 9 条
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 機構と契約を締結した名義書換代理人等は、機構に対して、株券喪失登録情報等の提供に係る費用及び当該株券喪失登録情報等の提供のために要したコンピュータシステムの関係費用を請求しないものとする。</li> </ul>	
( 3 ) 株券喪失登録情報等照会システムの利用に関する取扱い	第三章
a 契約の締結	第 11 条
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 機構は、利用者との間で株券喪失登録情報等照会システムの利用に関する契約を締結するものとする。</li> </ul>	
b I D の取得義務	第 15 条
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 機構と契約を締結した利用者は、機構から一又は一以上の I D を取得しなければならない。</li> <li>・ 機構と契約を締結した利用者は、機構から取得した I D を第三者に譲渡し又は使用させてはならない。</li> <li>・ 機構と契約を締結した利用者は、機構から取得した I D を第 19 条第 1 項に規定する第三者以外の者と共同で利用してはならない。</li> </ul>	
c 目的外使用の禁止	第 16 条
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 機構と契約を締結した利用者は、機構が照会システムにより提供した</li> </ul>	

株券喪失登録情報等を当該利用者が現に取り扱う特定の株券の照会のために使用するものとし、他の目的のために使用してはならない。

#### d 照会する業務の委託

- ・ 機構と契約を締結した利用者は、第 16 条に規定する利用者が現に取り扱う特定の株券に関する株券喪失登録情報等について照会する業務を第三者に委託することができる。
- ・ 前項の規定により第三者が機構と契約を締結した利用者のために照会する業務を行う場合には、当該利用者は、第 15 条第 2 項又は第 3 項の規定にかかわらず、当該利用者が取得した ID を当該第三者に使用させ、当該利用者の名において照会を行わせるものとする。
- ・ 機構と契約を締結した利用者が照会する業務を第三者に委託する場合には、第一章及びこの章の規定並びに機構の定める利用細則の内容を当該第三者が遵守する旨を規定した契約を締結するものとする。
- ・ 機構が契約を締結した利用者は、第三者との間で前項の照会する業務に係る委託契約を締結する場合には、あらかじめ機構に当該契約書の写しを提出し、機構の承認を得るものとする。

#### e 規約の遵守義務等

- ・ この章に規定するもののほか、機構と契約を締結した利用者の取扱いに関し必要な事項は、利用細則に定める。

#### f 照会システム利用料

- ・ 機構と契約を締結した利用者は、機構に対して、利用細則に定める照会システム利用料を支払うものとする。

### 2 細則

利用申請、機構と契約を締結した利用者に対する通知、照会可能日等、照会システム利用料の支払方法及び利用上の注意について定めることとする。

### 3 利用料の支払基準及び支払方法

#### (1) 支払基準

a ID 利用料 取得した ID 一件につき 月額 2,000 円

ただし、利用開始時及び契約解除時における日割計算は行わない。

#### b 照会料

一月の照会件数	一照会当たりの照会料
5 万件以下の部分	6 円
5 万件超 20 万件以下の部分	5 円
20 万件超 40 万件以下の部分	4 円
40 万件を超える部分	3 円

(2) 請求先及び振込先の指定並びに支払方法について定めることとする。

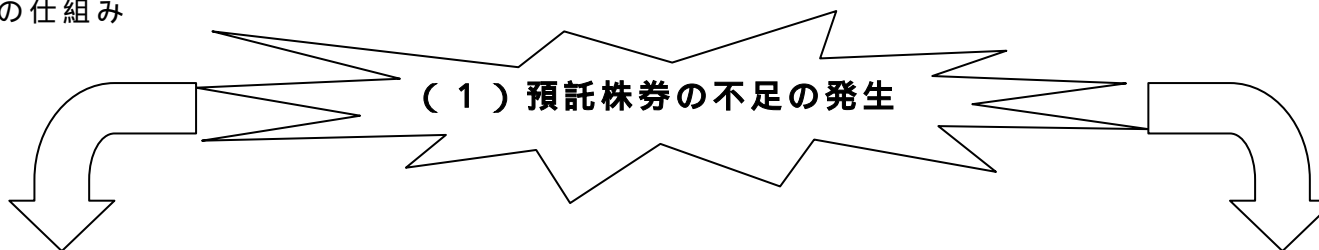
第 19 条

第 22 条

第 23 条

以上

1. 現行補填制度の仕組み



**(2) 各参加者が行う補填**

（業務規程第61条・第62条）

- ・当該参加者の責めに帰すべき事由

（第61条）

顧客口座簿の記載ミス時における他参加者への振替実行又は当該記載の訂正不可顧客口座簿への記載後、参加者が保管していた株券（みなし預託株券）の盗難・滅失等

その他預託株券に関する事務処理の誤り

（第62条）

参加者が無効株券や偽造株券を預託した場合（参加者口座簿の記載の訂正をする場合を除く）

求償権の  
発生・行使

**(3) 連帯補填**（保振法第25条、業務規程第63条・第64条）

**a. 機構が行う補填**

- ・有責参加者による補填又は差替えがされない場合
- ・左記事由以外で不足の発生が明らかになった場合

損害保険契約に基づく保険金による補填  
取締役会の定める限度による補填

**b. 顧客口座簿を有する参加者による補填**

- ・及び によってもなお補填されない場合は、顧客口座簿を有する参加者による補填

・補填の方法の定めなし（業務規程第64条）

## 2. 特 徴

- ・ 保振法では、機構と参加者が連帯して補填する旨が規定されているのみであるが、業務規程において事由ごとにその補填する対象及び順位が規定されている。
- ・ まず、有責参加者に補填義務を課し（上図（2））、有責参加者によらない不足事象の発生などの場合に機構が補填義務を負うこととし（上図（3）a）、なお、補填がされないときに、他の参加者に連帯補填義務を課すこととしている（上図（3）b）。
- ・ また、顧客口座簿を有しない参加者には、補填義務はない（法第25条第1項及び業務規程第64条第1項）。この理由は、株券に不足が生じる可能性があるのは、株券が機構に預託されている場合か、又は参加者が顧客から預託を受けた株券を顧客口座簿に所要の記載をしたもののまだ機構に預託していない場合かのいずれかであるから、自己の株券のみを預託する参加者の段階では、預託株券に不足が生じる事態がありえないこと及び本制度が株券等の流通面の合理化を図ることに主眼があり、その意味で顧客を有する参加者が本制度の中心となることから、本制度の補填責任は、機構と顧客口座簿を有する参加者に負わすこととされた（大蔵省証券局長岸田俊輔監修 大蔵省証券局前総務課  
長赤倉啓之編 株券保管振替制度の解説 243ページ）ためである。

## 3. 検 討

例．機構残高のうち、銘柄八が30ほど不足した場合で、そのときの参加者（A～F）の預託内容を下記のように仮定。  
（参加者Fは、顧客口座簿を有しているが、顧客分の預託がゼロ。）

参加者（顧客分）の預託状況							機構残高	
	A	B	C	D	E	F		
イ	40	20	20	10	10	0	イ	100
口	30	40	10	20	0	0	口	100
八	0	0	10	0	90	0	八	100 70に減少
計	70	60	40	30	100	0		

補填方法	不足した銘柄を預託しているか否かを問わず、全参加者を対象（全参加者対象）	不足した銘柄を預託している参加者のみを対象（該当参加者対象）
均等按分	例 完全均等（A～Fすべて5ずつ補填） * A, B, D及びFは不足銘柄八を預託していないにもかかわらず、補填することになる。	例 CとEで均等補填（CとEで15ずつ補填） * Cは預託分を超える株数を補填することになる。
全預託株券の預託割合に応じた按分	例 全預託株数による按分（A : B : C : D : E : F = 7 : 6 : 4 : 3 : 10 : 0の比で補填） * 例 と同様だが、Fは補填ゼロ。	例 CとEで按分補填（全預託株数に係る預託比率はC : E = 4 : 10なので、Cは8.6、Eは21.4補填）
当該銘柄の預託割合に応じた按分	-	例 CとEで按分補填（不足銘柄八の預託比率はC : E = 1 : 9なので、Cは3、Eは27補填）

- ・ 当機構及び参加者による補填は、無過失連帯責任であり、こうした保管振替制度の仕組みを前提とすると、「全参加者」に補填責任が発生すると構成することが適当であると考えられる。
- ・ また、保管振替制度の趣旨を踏まえつつ、これに預託株券の不足の発生時点又はある一定期間における保管残高等を勘案した、利用度に応じた負担という考え方を加味すれば、例 が最も適当であると考えられるがどうか。

(参考) 社債等振替法に規定する加入者保護信託に係る口座管理機関の負担金は、下記の算定方法で調整が図られている。

定額部分 + 比例部分 {定額部分を除いた負担額合計 × (各口座管理機関の口座残高 / 全口座管理機関の口座残高)}

#### 4. 現行補填制度におけるその他の検討点

- ・ 「取締役会の定める限度」について、預託株券の不足の補填が発生した日の属する事業年度の直前事業年度の末日(前期末日)における機構の純資産額から、前期末日における資本金及び法定準備金の総額を差し引いた額と明示することでどうか。こうして限度額を決議しておき、補填のため拋出の必要があった場合は、その範囲内で拋出補填額を改めて取締役会において決議することでどうか。

以 上

実質株主通知制度の改善（案）について

1．権利確定日等と臨時基準日の間隔の短縮について

（1）対応案

2つの基準日の間隔について、中15営業日以上必要としている現行の処理日程を短縮し、中8営業日に対応することとする。

なお、発行会社に対して、短縮後の処理日程について周知を図り、あわせて当機構への事前相談を要請することで、決算期末日と臨時基準日が可能な限り同一日となるよう対応を図っていくこととする。

（2）実施時期（予定）

平成15年10月以降に、臨時基準日を迎えるものから基準日間の間隔を短縮することとする。

2．権利確定日等から実質株主通知までの日程の短縮について

（1）対応案

実質株主通知は権利確定日後の8営業日目に発行会社へ通知しているが、発行会社における実質株主確定の早期化を図るため、現行の実質株主通知に係る処理手順等を見直し、権利確定日後の6営業日目に発行会社へ通知するものとする。

（日程短縮のための具体的な処理日程については、別添参照）

（2）実施時期（予定）

平成15年10月以降に権利確定日等を迎えるものから、実質株主通知に係る処理日程を短縮することとする。

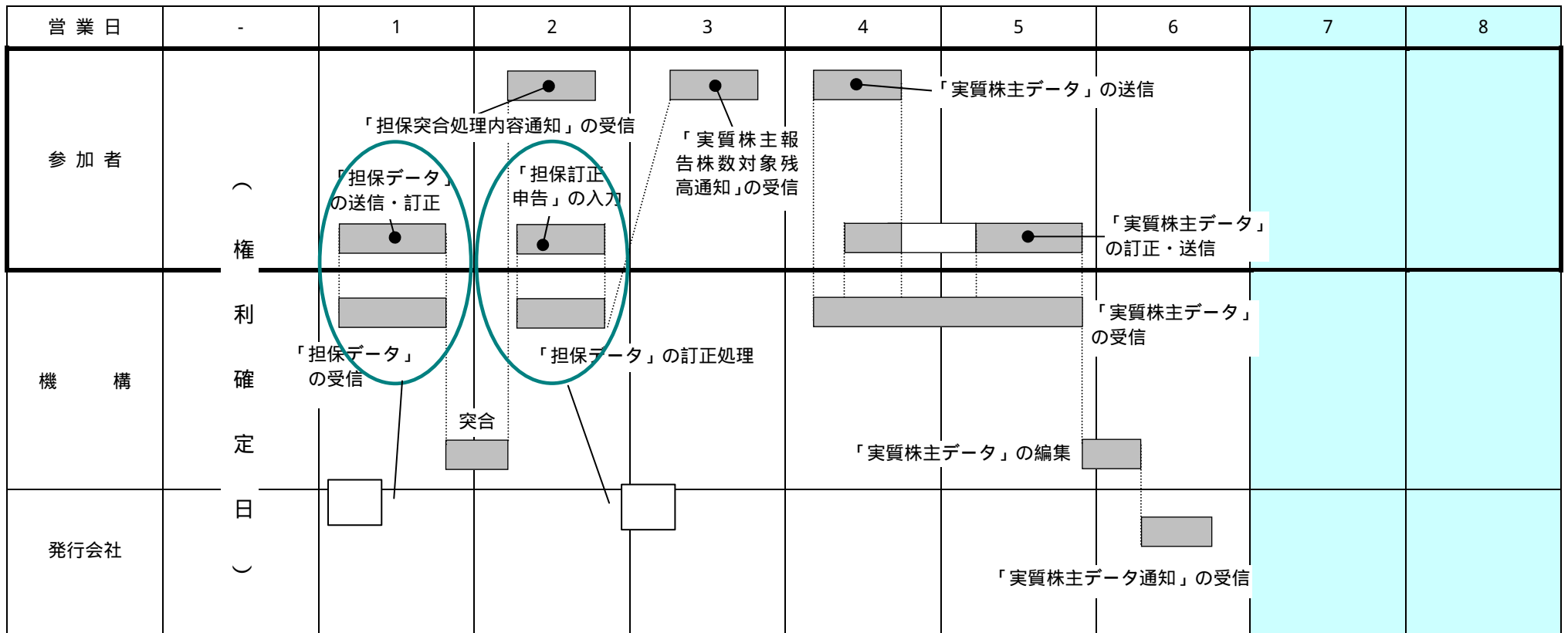
以上

【権利確定日等から実質株主通知までの日程短縮案】

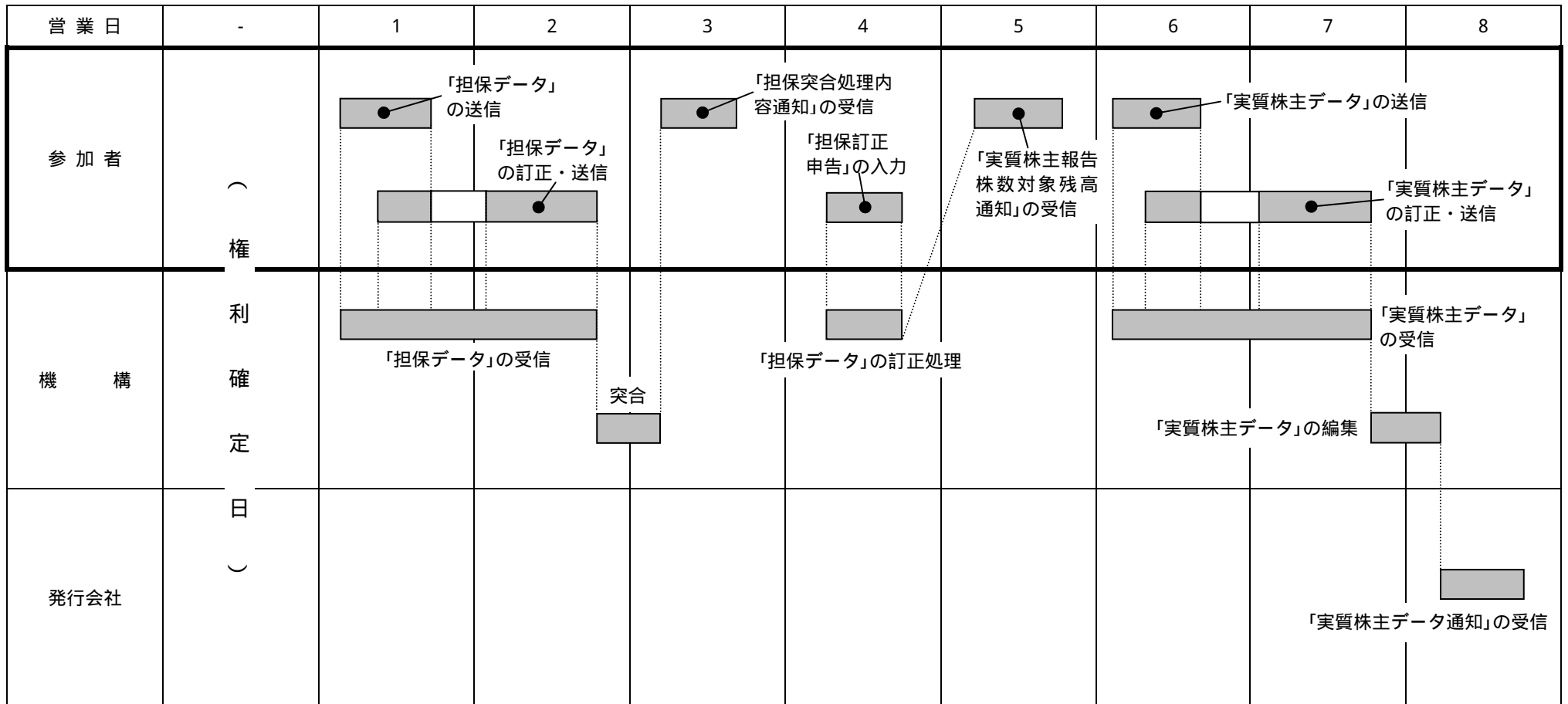
次の2点について処理方法を変更することにより、権利確定日等から実質株主通知までの期間を現行の日程から2営業日短縮し、権利確定日等後の6営業日目に実質株主通知を行うことでどうか。

「担保データ」の訂正・送信の期間を2営業日から1営業日とする。

「担保訂正申告」の入力日を「担保突合処理内容通知」の受信日とする。(現行の処理では、3営業日に「担保突合処理内容通知」を受信し、4営業日に「担保突合不一致データ」画面により確認のうえ、「担保訂正申告」が必要な銘柄等について訂正入力を行っている)



【 現 行 処 理 日 程 】



## 短期社債振替システム開発スケジュール

		10月			11月			12月			1月			2月			3月			備考	
		上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬		
大日程		ソフトウェアの開発																		稼働 目標日 3月31日	
		機構検収テスト																			
説明会・手続き等		短期社債振替制度に関する説明会			アンケート実施			テスト概要・各種手続き書類の配布			テスト手順書・端末操作マニュアル・端末初期設定手順書の配布			端末確認テスト			総合テスト				
		端末確認テスト申込み期間（～12/20） 総合テスト申込み期間（～1/7） 振替機関の指定 利用者の手続関係																			
テスト	機構のテスト	機構検収テスト																			
	業務関係者とのテスト										日銀-機構間接続テスト (7回予定)			端末確認テスト (接続確認/端末操作確認)			2月8日 第1回 総合テスト 2月15日 第2回 総合テスト 日銀ネット接続 (CPU/端末)				3月1日・2日 第3回 総合テスト 3月22日 第4回 総合テスト 日銀ネット接続 (CPU/端末)

稼働目標日は平成15年3月31日(月)とする。なお、正式な稼働日は、第2回総合テスト(2月15日)までの状況を踏まえて決定する。

## 加入者保護信託について

### 制度概要について

社債等の振替制度の下、加入者保護信託は、セーフティ・ネットとして投資家(加入者)の保護を図り、制度に対する信頼を維持することを目的とするものであり、制度が機能する場合には必ず設定が必要となる。

具体的には、振替機関や口座管理機関が備える振替口座簿に本来記録すべき金額を上回る記録を行い、それが善意取得された場合などにおいて、当該振替機関や口座管理機関が、過大になっている記録を消却する義務や損害賠償義務を履行しないまま、倒産したときに、損失を被った加入者のうち機関投資家等を除く一般投資家について、その損害を一定限度額まで補償する仕組みである。なお、加入者保護信託の信託財産となる金銭は、振替機関及び口座管理機関が負担金として拠出することが義務付けられている。

### 加入者保護信託のスキーム

#### 1. 各構成者の主な事務

##### (1) 委託者：振替機関

- ・ 受託者と加入者保護信託契約を締結する(便宜上、最初の振替機関が契約手続きを行う。その後の振替機関は委託者として締結したとみなされる(共同委託者)。)
- ・ 加入者保護信託契約を締結するときは、主務大臣の認可が必要。

##### (負担金支払関係)

- ・ 振替機関及び口座管理機関は、加入者保護信託の信託財産に充てるための負担金を支払わなければならない(各機関の法令上の義務として構成)

##### (2) 受益者

- ・ 振替機関又は口座管理機関の誤記録により損失を被る加入者(機関投資家等を除く。)

##### (3) 受託者：信託会社(信託銀行)

- ・ 信託財産の管理・運用
- ・ 信託財産の運用報告書・決算報告書の作成
- ・ 運営委員会からの指図を受け、受益者に対する支払事務を担当

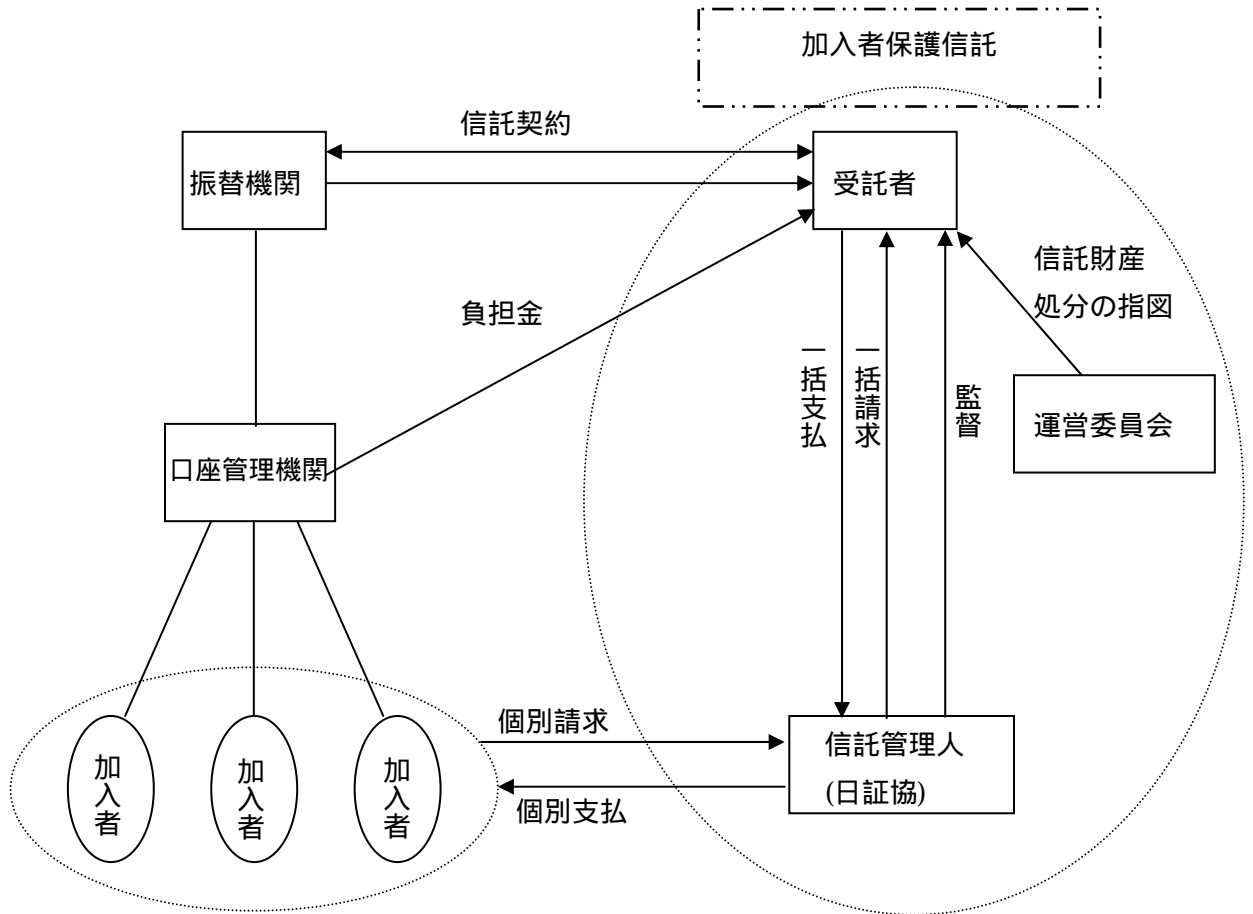
##### (4) 運営委員会

- ・ 振替機関等が破綻した場合に、加入者保護信託による補償の必要性を審議し、受託者に対し支払を指図

##### (5) 信託管理人

- ・ 通常時には受益者が確定していないため、受益者の利益を守り受託者を監督する機関としての役割
- ・ 受益者の代表として受託者の信託業務を監視
- ・ 損失を被る加入者からの請求を取りまとめ、受託者に対して一括請求
- ・ 受託者から一括して受領した支払を個別の加入者に支払う

## 2. スキーム図



## 加入者保護信託の負担金算定方法について

### 1. 加入者保護信託の総額規模・・・100億円

・このうち、約40億円は(財)保振機構の残余財産を受入れる。

・残りの約60億円を5年間で振替機関等からの負担金により積み立て  
(単年度積立額は約12億円)

### 2. 単年度積立額は、国債振替制度(振替機関：日本銀行)と社債等振替制度(振替機関：(株)保振機構)との間で、各制度の振替債受入残高(額面ベース)に従い配分。

### 3. 算定方法(両振替制度に共通)

#### (1)振替機関の負担額

……各振替制度に配分された負担金総額の3%

#### (2)口座管理機関の負担額( + )

定額部分・・・各口座管理機関ごとに一律15万円

比例部分・・・次の方法により算出

各口座管理機関ごとの「口座残高」(a) を算出

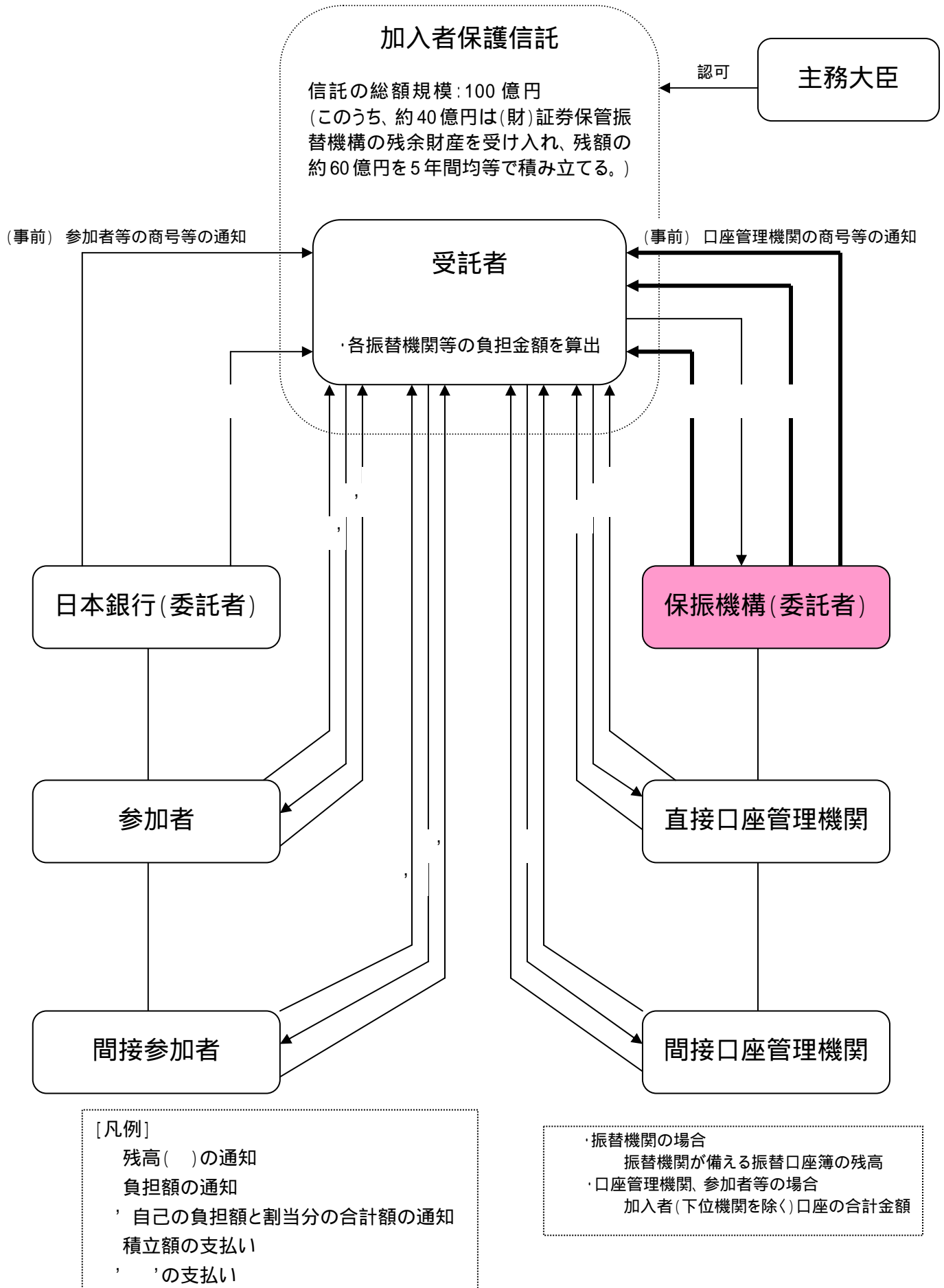
(a)について、参加口座管理機関の総合計(b)を算出

振替機関負担額及び定額部分を除いた負担額合計 × (a / b)

「口座残高」の捉え方について

加入者(下位機関を除く)口座の合計金額

# 加入者保護信託の負担金の支払スキーム



## 受託者について

### 1. 選定経緯

11月29日	加入者保護信託の受託者募集の説明会	・募集要項等をHPに掲載
12月10日	申込期日	
12月13日	受託者決定の公表	・常務会において審査 ・HPにて公表

### 2. 受託者

名称	住友信託銀行株式会社
本店所在地	大阪市中央区北浜四丁目5番33号
代表者役職氏名	取締役社長 高橋 温

### 3. 選定理由

- (1)加入者保護信託の収支見通しが良好であること
- (2)契約締結まで短期間で行う必要があるため、契約内容の精度が高いこと  
等

(参考) 今後の日程(加入者保護信託関係)

振替機関の指定を受けた後、速やかに、加入者保護信託契約及び加入者保護信託に係る業務規程の一部改正について認可申請を行う。

## 「短期社債等に関する業務規程」等の一部改正について（案）

## 1. 改正趣旨

当機構は、「社債等の振替に関する法律」の改正が来年1月6日から施行されることを踏まえ、同法に基づく振替機関の指定申請を行う予定である。振替機関の指定を受けた場合には、委託者として加入者保護信託契約を締結する必要がある。更に、同契約を締結したときは、業務規程において加入者保護信託に関する事項を定める必要がある。

当機構は、上記趣旨に鑑み、加入者保護信託に係る負担金の額の算定方法、支払方法及び支払期限等について規定するため、「短期社債等に関する業務規程」を一部改正するなど所要の規定整備を行うこととする。

## 2. 改正概要

## (1) 加入者保護信託契約の締結等

機構は委託者として受託者との間で加入者保護信託契約を締結し、同契約において、振替機関の行う口座管理機関に対する負担金に係る通知事務について、受託者に委託する旨を規定する。

## (2) 単年度積立金の配分

加入者保護信託へ積み立てる単年度当たりの積立額は、機構の振替制度及び他の振替制度との間で、受託者の算定により配分される。

## (3) 負担金の算定方法

## 機構の負担金

機構の負担金の額は、機構の振替制度に配分された金額の3%相当額とする。

## 口座管理機関の負担金

口座管理機関の負担金の額は、定額負担金及び残高に応じた比例負担金の合計額とする。

## (4) 負担金の支払方法及び支払期限

機構は、負担金を支払う口座管理機関の名称等を受託者に通知し、受託者は口座管理機関ごとの負担金を算定のうえ口座管理機関に通知する。これを受けて、口座管理機関は受託者へ翌事業年度の7月末までに負担金を支払う。

(5) 積立ての期間

加入者保護信託の積立ての期間は、平成 15 年度から平成 19 年度までとする。

(6) 負担金の不払時の取扱い

受託者が口座管理機関に対し督促を行ってもなお、所要の負担金を支払わなかった場合には、原則として翌事業年度の口座管理機関が再割当てを受けて負担する。

(7) 機構に対する報告

受託者は、機構に対し、各事業年度における加入者保護信託の積立て状況について報告する。

(8) 上記のほか、加入者保護信託契約の締結に伴い所要の規定整備を行う。

3. 施行日

平成 年 月 日から施行する。

以 上